

< 2 (1) >

社会福祉法人の適切な内部統制の監査について

【1】役員選任手順

1. 役員選任手順

① 理事の選任及び解任

- 社会福祉法人制度においては、改正法により、評議員会が必置の議決機関として位置付けられ、理事の選任の決議は評議員会で行うこととなった。（法第43条第1項）
- なお、解任については、次のいずれかに該当する場合に限り、評議員会の決議によって、解任することができることとしている。（法第45条の4第1項）
 - ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

② 監事の選任及び解任

- 監事の選任及び解任は、理事と同様、評議員会の決議による。（法第43条第1項 法第45条の4第1項）
- 理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する。（法第43条第3項において準用する一般法人法第72条）

【1】役員選任手順

2. 評議員会の運営

① 評議員会の招集

- 招集権者：評議員会の招集権限は、原則として理事にある（法第45条の9第3項）
- 招集事項：①評議員会の日時及び場所 ②議題 ③議案→理事会の決議により定めることが必要
- 招集通知：評議員会の日の一週間前までに、各評議員に対して書面で発出することが必要である。

② 評議員会の決議

法第45条の9第9項

- 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない。
- 議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められない。
- ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められる。

③ 評議員会の決議の省略

法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第1項

- 理事が議題について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる。

【2】内部管理体制の整備

1. 内部管理体制の概要

① 概要

法第45条の13第4項第5号及び第5項

- 一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる。

② 内容

施行規則第2条の16

- ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤ 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実行性の確保に関する事項
- ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪ その他監事の監査が実行的に行われることを確保するための体制

③ 作業

- ① 内部管理体制の現状把握
- ② 内部管理体制の課題認識
- ③ 内部管理体制の基本方針の策定
- ④ 基本方針に基づく内部管理体制の整備

【2】内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(1) 経営に関する管理体制

① 経営に関する管理体制とは

- ① 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款、評議員会の決議に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ③ 業務を執行する理事等で組織する経営戦略等に関する会議体（以下「経営会議等」という。）を定期的又は臨時に開催し、業務執行上における重要事項について機動的、多面的に審議する。
- ④ 「理事職務権限規程」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。
- ⑥ 評議員会、理事会、経営会議等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款及び規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- ⑦ 業務執行機関からの独立性を有する内部監査部門を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

【2】内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(1) 経営に関する管理体制

② 監査の着眼点

- 経営計画の策定、経営資源の配分、組織の構築、業績管理体制の整備などが適正に行われず結果、過度の非効率が生じ、ひいては法人に著しい損害が生じるリスク
- 過度の効率性追求により法人の健全性が損なわれ、その結果、法人に著しい損害が生じるリスク
- 理事長などが行う重要な業務の決定において、決定の前提となる事実認識に重要かつ不注意な誤りが生じ、その結果、法人に著しい損害が生じる決定が行われるリスク

③ 内部統制のポイント

- 理事長をはじめとする業務執行者が、法人の持続的な成長を確保する経営計画・事業目標の策定、効率性確保と健全性確保との適正なバランスが、法人経営において重要であることを認識しているか。
- 経営計画の策定、経営資源の配分、組織の構築、管理体制のあり方、ITへの対応などが、適正に決定・実行・是正される仕組みが整備されているか。
- 法人の経営資源および経営環境に照らして達成困難な経営計画・事業目標などが設定され、その達成のため法人の健全性を損なう過度の効率性が追求されていないか。
- 理事長などが行う重要な意思決定および個別の業務の決定において、「経営判断の原則」に適合した決定がなされることを確保するための体制が整備されているか。

【2】内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(2) リスク管理に関する体制

① リスク管理に関する体制とは

- ① リスク管理に関し、体制及び規程を整備し、役割権限等を明確にする。
- ② 「個人情報保護方針」及び「個人情報保護に関する諸規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令や当協会内の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- ④ リスクの統括管理については、内部監査部門が一元的に行うとともに、重要なリスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び経営会議等に報告する。
- ⑤ 当会の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、経営会議等で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- ⑥ 大規模自然災害、新型インフルエンザその他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。

【2】内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(2) リスク管理に関する体制

② 監査の着眼点

- 法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動が正当な理由なく継続されるリスク
- 法人に著しい損害を及ぼす事故その他の事象が現実が発生した場合に、適切な対応体制が整備されていない結果、損害が拡大し、あるいは事業が継続できなくなるリスク
- 重要な契約書、議事録など、適正な業務執行を確保するために必要な文書その他の情報が適切に作成、保存、管理されていない結果、法人に著しい損害が生じるリスク
- 開示される重要な法人情報について、虚偽または重大な欠落があるリスク

③ 内部統制のポイント

- 法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論がなされているか。
- 内部通報システムなど損失危険管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが整備されているか。
- 情報の作成・保存・管理のあり方に関する規程が制定され、かつ、これらの規程を有効に実施するための法人内体制が整備されているか。
- 保存・管理すべき文書や情報の重要性の区分に応じて、適切なアクセス権限・保存期間の設定、セキュリティー・ポリシー、バック・アップなどの管理体制が整備されているか。

【2】 内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(3) コンプライアンスに関する管理体制

① コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事及び職員が法令並びに定款及び当協会の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンスに関する規程等を定める。
- ② 当会のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- ③ 当会の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- ④ 内部監査部門は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を経営会議等に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

【2】内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(3) コンプライアンスに関する管理体制

② 監査の着眼点

- 理事長等が主導または関与して法令等違反行為が行われるリスク
- 法令等遵守の状況が理事長等において適時かつ適切に把握されていない結果、法令等違反行為が組織的にまたは反復継続して行われるリスク
- 理事長等において把握された法人に著しい損害を及ぼすおそれのある法令等違反行為が、対外的に報告または公表すべきであるにもかかわらず、それらが隠蔽されるリスク

③ 内部統制のポイント

- 理事長をはじめとする業務執行者が、法人経営において法令等遵守およびその実効的体制の整備が必要不可欠であることを認識しているか。
- 理事会その他重要な会議等における意思決定および個別の業務執行において、弁護士などの外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時・適切に相談する体制など、法令等を遵守した意思決定および業務執行がなされることを確保するための体制が整備されているか。
- 理事会その他重要な会議において、収益確保を法令等遵守に優先させる意思決定が行われていないか。
- 法令等遵守にかかる基本方針・行動基準などが定められ、事業活動などに関連する重要法令の内容が役職員に周知徹底されているか。

【2】内部管理体制の整備

2. 内部管理体制の基本方針

(4) 監査環境の整備

監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）とは

- ① 監事は、「監事監査規程」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- ⑤ 監事の職務を補助するものとして、独立性を有するスタッフを配置する。
- ⑥ 理事又は職員等は、当協会に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。
- ⑦ 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑧ 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

【3】福祉サービスに関する苦情解決の仕組みと役割

1. 苦情解決

① 法第82条・83条

第82条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

第83条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であって、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

② 苦情受付担当者・苦情解決責任者

- 苦情受付担当者 : 苦情の受付、記録、苦情解決責任者への報告等
- 苦情解決責任者 : 苦情解決の責任者

③ 第三者委員

- 第三者委員 : 当該事務所との関係が第三者的な立場にある苦情受付担当者

【3】福祉サービスに関する苦情解決の仕組みと役割

2. 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みと役割

① 申出方法

- 1 苦情受付書の意見箱への投函
- 2 苦情受付担当者への面接・電話・書面・メール等による申し出
- 3 第三者委員への面接・電話・書面・メール等による申し出
- 4 社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への面接・電話・書面・メール等による申し出

② 体制の整備手順

- 1 各事業ごとの苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の選任
- 2 苦情解決規程の理事会決議による整備
- 3 苦情受付担当者・苦情解決責任者任命の理事会決議及び辞令交付
- 4 第三者委員任命の理事会決議及び委嘱状の交付
- 5 苦情受付体制の広報・周知徹底（広報用パンフ・利用者への通知・玄関への張り出し）

【3】福祉サービスに関する苦情解決の仕組みと役割

3. 苦情受付業務の具体的な手順

① 苦情受付

- 苦情受付担当者は、苦情内容や申出人の希望等（以下、「苦情等」という）を、第三者委員への報告の可否や第三者委員立会の可否を申出人に確認し記録する。

② 苦情受付の報告

- 苦情受付担当者は苦情等を、苦情解決責任者と第三者委員に報告する。

③ 第三者委員による内容確認及び通知

- 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情等の報告を受けた場合、内容を確認し、申出人に対し、報告を受けた旨を連絡する。

【3】福祉サービスに関する苦情解決の仕組みと役割

3. 苦情受付業務の具体的な手順

④ 話し合い

- 苦情解決責任者は、苦情申出人と話し合いを行い、解決に努める。第三者委員が立ち会う場合は、苦情内容に対して解決案の調整・助言等を実施する。

⑤ 報告・公表

- 苦情解決責任者は、一定期間ごとに結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。また、申出人に改善を約束した場合には、申出人及び第三者委員に対して一定期間経過時に改善状況を報告する。また、事業報告書や苦情解決報告書等において実績を掲載し公表する。

【4】競業取引及び利益相反取引

1. 競業取引

① 競業取引とは

- 理事が自己または第三者（同種の事業を行う他の法人(会社)の理事長(代表取締役)を兼ね、その法人(会社)が同様の取引をする場合も含む）のために、法人の事業の部類に属する取引をする場合、すなわち、法人が現に行っている事業と競合し、法人と理事との間に利益の衝突をきたすおそれのある取引のこと
 - 理事は、法人の業務執行に関する強大な権限を有しており、また事業上の機密にも通じていることから、理事が競業を自由に行うことができるとすれば、その地位を利用して法人の利用者を奪うなど、法人に対する忠実義務に違反して法人の利益を犠牲にし、自己または第三者の利益を図るおそれがある。
 - ただし、社会福祉法は、理事は理事会に対し、その取引に関する重要な事実を開示して、承認を受けたときに限り、競業取引を行うことが許されると定めている。
 - さらに、競業取引を行った理事は、遅滞なく、競業取引に関する重要事項(取引内容のうち、法人の利益と相反する可能性のある重要な部分、具体的には、取引の相手方、目的物、数量、価額、取引期間、利益など)を理事会に報告しなければならない。これは、競業取引を行った理事に、その取引に関する重要事項を開示させることによって、適切な行動をとるインセンティブを生じさせるとともに、理事会の監督機能の実効性を確保するためのものである。
 - なお、競業取引について理事会の承認を得たからといって、理事の競業取引に関する責任が当然に免除されるわけではない。競業取引に関して理事の任務懈怠により法人に損害が生じたときには、理事(競業取引を行った理事だけでなく、理事による競業取引の監督・監視を怠った他の理事も含めて)は、その損害について賠償責任を負う。

【 4 】 競業取引及び利益相反取引

1. 競業取引

② 監査の着眼点

- ① 理事の他法人(他社)役員の兼任、他法人(他社)の業務執行役員などの兼任状況、理事の他社への出資の状況などが理事会において漏れなく把握される仕組みが整備されているか。
- ② 理事会において、理事が理事などを兼任する他の法人(会社)の事業の種類、取引状況などを把握し、競業取引に該当するか否かの判定が適正になされる仕組みが整備されているか。
- ③ 競業取引について、事前の理事会の承認（事後の承認では社会福祉法の要件を満たしたことになる）および承認後の報告が必ず行われるよう理事会規程などに明記されているか。
- ④ 競業取引を承認する理事会においては、利害関係を有する理事（競業取引を行う理事）を除いて適法に決議されているか。
- ⑤ 以下の各事項が、事業報告の附属明細書に記載されているか。
 - ・ 他の法人（会社）の業務執行役員などの兼職の状況の明細（重要でないものを除く）
 - ・ 他の法人（会社）の事業が自法人の事業と同一の部類のものであるときは、その旨

【4】競業取引及び利益相反取引

2. 利益相反取引

① 利益相反取引とは

- 理事が、自ら当事者として、または他人の代理人、他の法人（会社）の代表者として、自己または第三者のために法人と取引する、または、法人が理事の債務を保証するなど、法人と理事との利益が相反する取引のこと
- 理事が自ら法人（会社）を代表する場合はもちろん、他の理事が法人（会社）を代表する場合でも理事長（代表取締役）と結託することで、法人の利益を犠牲にして、自己または第三者の利益を図るおそれがある。そこで、社会福祉法は、理事は理事会に対し、その取引に関する重要な事実を開示して、その承認を受けたときに限り、利益相反取引を行うことが許されると定めている。
- さらに、利益相反取引を行った理事は、遅滞なく、その取引に関する重要事項(取引内容のうち、法人の利益と相反する可能性のある重要な部分、具体的には、取引の相手方、目的物、数量、価額、取引期間、利益など)を理事会に報告しなければならない。これは、利益相反取引を行った理事に、その取引に関する重要事項を開示させることによって、適切な行動をとるインセンティブを生じさせるとともに、理事会の監督機能の実効性を確保するためのものである。
- なお、利益相反取引について理事会の承認を得たからといって、理事の利益相反取引に関する責任が当然に免除されるわけではない。利益相反取引によって法人に損害が生じたときには、法人との間で利益相反取引を行った理事、または法人と利益が相反する理事、法人がその取引をすることを決定した理事、その取引に関する理事会の承認決議に賛成した理事は、その任務を怠ったものと推定される。
- ただし、自己のために（自己の計算で）、法人と直接、利益相反取引を行った理事については、過失の有無にかかわらず、法人に生じた損害を賠償する責任があり、この責任は、評議員会または理事会決議による一部免除もしくは責任限定契約の対象とはならないため、監事としても注意が必要である。

【 4 】 競業取引及び利益相反取引

2. 利益相反取引

② 監査の着眼点

- ① 理事の他法人(他社)役員の兼任、他法人(他社)の業務執行役員などの兼任状況、理事の他社への出資の状況などが理事会において漏れなく把握される仕組みが整備されているか。
- ② 理事会において、理事が理事などを兼任する他の法人(会社)の事業の種類、取引状況などを把握し、利益相反取引に該当するか否かの判定が適正になされる仕組みが整備されているか。
- ③ 利益相反取引について、事前の理事会の承認（事後の承認では社会福祉法の要件を満たしたことになる）および承認後の報告が必ず行われるよう理事会規程などに明記されているか。
- ④ 利益相反取引を承認する理事会においては、利害関係を有する理事（利益相反取引を行う理事）を除いて適法に決議されているか。
- ⑤ 以下の各事項が、事業報告の附属明細書に記載されているか。
 - ・ 役員の兼任状況の明細
 - ・ 利益相反取引のうち、第三者との取引の明細
- ⑥ 計算書類における「関連当事者との取引に関する注記」に、役員との利益相反取引について適正に記載されているか。